文 主

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

実

控訴代理人は「原判決を取消す。控訴人に対し各被控訴人は、原判決添付請求債権目録各被控訴人名下記載の金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人ら の負担とする。」との判決をもとめ、被控訴人ら代理人は控訴棄却の判決を求め

た。
当事者双方の事実上の陳述及び証拠の関係は、左記のほか原判決事実摘示と同一 であるから、これを引用する。 (一) 控訴人の主張の追加。

- 原判決六丁表一○行目「否認する。」の次に「仮りに被控訴人ら主張の慣 行があつたとしても、右は『組合員は加入の日より所定の組合費を納入しなければ ならない。』と定める前示組合規約二六条に反するものであるから、右慣行によつ て右規約条項に定める組合員の組合費等支払義務が変更されるいわればない。」と 付加する。
- 右六丁裏六行目に「脱退したものであるから」とあるのを「脱退したもの (2) であり、」と改め、その次に「しかも、被控訴人らの脱退によつて控訴人組合の団結は破壊され、組合員の大多数の意思と利益に反して右闘争は破綻せしめられる結 果となつたものであるから、」と付加したうえ、同行目の「各被告の脱退の意思表 示は」につづける。

被控訴人らの主張の訂正及び追加。 (\square)

原判決三丁裏一〇行目に「組合員」とあるのを「組合費」と、同丁裏一一行目か ら四丁表一行目にかけて「原告主張のとおりであることは認めるが、その余は否認 する。」とあるのを「原告主張のとおりであることは認める。」とそれぞれ改め、 かつ、同丁表二行目から九行目までを「右総会において、組合費は組合員の同年二月分の理論月収の一〇〇分の一に五〇円を加算したものとすることが決定されたほか、特別積立金として各組合員から一カ月四〇〇円を徴収のうえ積立てることが決 定されたが、右特別積立金は闘争の際における組合員の生活資金を補填する目的を 以て運用さるべきものであるから(特別積立金規定一条、五条)、専ら組合の経費 等に充てられるべき組合費とはその性質を異にするものである。なお、組合費は当 時から毎月二五日(同日が日曜日のときは二四日)に支払うべき定めであつた。」 と訂正する。

(三) 証拠(省略)

玾 由

、被控訴人らのうち、原判決添付一覧表組合加入日欄に記載のある者が右記載の 日に、同欄に記載のない者がいずれも昭和二一年二月一九日に、それぞれ控訴人組合に加入したこと、及び、被控訴人らが右一覧表脱退届提出日欄記載の日に、控訴 人組合に対し脱退届を提出して、脱退の意思表示をしたことは当事者間に争いがな い。

控訴人は、控訴人組合の組合規約(昭和二六年三月二六日施行のもの)一二条 六号は、組合員は、代議員会並びに総会で脱退を認めたときに、組合員としての地 位を喪うものと規定しているから、単に脱退届を提出したのみでは被控訴人らの脱 退の意思表示は効力を生ずるに由なく、従つて、被控訴人らは控訴人組合の組合員としての地位を喪つていないと主張する。
控訴人組合の組合規約に控訴人主張のような条項の存することは当事者間に争い

がない。しかし、労働組合は労働者の自由意思に基づく結合を要諦とするものであるから、労働者は一旦労働組合に加入した後においても、その自由意思によりこれ から脱退することは自由であり、いわれなく組合脱退の自由を制約することは許さ れないものというべきである。ところで、右組合規約条項は、結局組合員の組合脱退の意思表示の効力の発生を、組合の意思決定機関の判断に委ねるものであるか ら、右に述べた労働組合の結合の本旨と矛盾するばかりではなく、原審における証 人Aの証言によると、控訴人組合が右条項を定めた所以は、組合員の脱退の意思表

示だけで組合員の地位が一方的に消滅するのでは団結が維持できない虞があるから、組合の議決機関が団結を維持回復するために努力する余地がなければならないこと、及び、組合員に対する統制を全からしめるためには、確定した制裁の執行までに、被制裁者が脱退の意思表示をすることによつて制裁を免れることを容認すべきではないこと(因みに、組合規約(成立に争いのない甲第一号証)ーー二条によると、除名は原則として年一回四月に開かれる定期総会の決議を経た後に執行するものとされている。)、にあることが窺われるから、右組合規約条項は組合員の前記組合脱退の自由を制約するものに外ならず、無効というべきである。控訴人の右主張は理由がなく採るを得ない。

控訴人は更に、被控訴人らは、控訴人組合が失効した労働協約の改訂をめぐつて 訴外日本光学株式会社と鋭く対立し最も団結を必要とする時期に控訴人組合の闘争 を敗北せしめる目的のみを以て脱退したものであるから、被控訴人らの脱退の意思 表示は権利の濫用であつて無効であると主張する。

しかし、当裁判所も、被控訴人らの前示脱退の意思表示は、控訴人が右に主張する目的でなされたものとは認め難いと判断する。その理由は、「成立に争いのない甲第二四号証、その体裁と内容により真正に成立したものと認むべき同第六八号証、当審における控訴人代表者の尋問の結果によりいずれも真正に成立したと認める同第二五ないし第六七号証、第六九号証及び右代表者尋問の結果によるも、右説定及び判断を左右するに足りない。」と付加するほか、原判決理由(原判決一一丁裏七行目から、二〇丁裏九行目まで)と同一であるから、これを引用する。控訴人のこの主張もまた理由がなく、採るを得ない。

のこの主張もまた理由がなく、採るを得ない。 してみれば、被控訴人らのした前示脱退の意思表示はいずれも有効であつて、被 控訴人らのうち昭和四〇年一月二九日脱退届を提出した者は同月三〇日以降におい て、その余の被控訴人らは同月二〇日までに脱退の意思を表示しているからおそく とも同月二一日以降において、いずれも控訴人組合の組合員たる地位を喪つたもの というべきである。

ところで控訴人は、控訴人組合と組合員との間には、前月二一日に組合員であつた者は、該日以降当月二〇日までの間に組合員たる地位を喪つても、前示計算期間 ーか月分の組合費等を納入すべきものとする慣行が存すると主張するが、控訴人の全立証によるもこれを認めるに足らない。

かえつて、原審における証人B、同C、同Eの各証言を綜合すると、控訴人組合の組合費等は、毎日二五日の賃金支払日に前示計算期間による一か月を表現した。 のがある「チェックオフ」の方法により徴収されるものであった。 の方法により徴収される。 の方法によりであった。 であったことが認められる。 が、それ以外の者についてが認められる。 が、名の証言を協わている。 が、名のであるが、 が会社がられる。 一般に「チェックオフ」は会社の組合に対するにいしにがまる。 が会社がられるものであるが、 が会社がらずままでの を自めることによるものを相当とでも の者の を対して、 のって、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 のって、 を対して、 のって、 という慣行が存することを示すものというべきである。 四、叙上認定のとおりであつてみれば、被控訴人らのうち、昭和四〇年一月二〇日までに脱退の意思表示をして、同月二一日以降控訴人組合の組合員たる地位を喪む者は、同年二月分の組合費等の計算期間において既に組合員ではないことにより、また、同年一月二九日脱退の意思表示をして同月三〇日以降組合員たる地位を喪った者は、前示慣行に基づく事実たる慣習により、いずれも同年二月分の組合費等の支払義務を負わないものというべきであるから、これが支払を求める控訴人の請求は更に立入つて判断する迄もなく、既にこの点において理由がない。 五、してみれば右と同趣旨に出て、控訴人の請求を排斥した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべく、控訴費用は敗訴の控訴人の負担として、主文のとおり判決する。 (裁判官 岡部行男 川上泉 大石忠生)